

遺族厚生年金の課税化による 税・社会保険料収入増の試算

—非課税所得と租税・社会保険料負担の公正性—

(補論：試算過程)

下野恵子

大阪大学

竹内滋子

電波学園教育センター

1. はじめに

この補論では、本文第3節で述べた仮定と制度のもとで行った遺族厚生年金課税化の試算過程を示す。

試算対象人数は2007年度の441万人である。これらの受給者の年齢階級分布が厚生労働省『遺族厚生年金受給者実態調査』（2001年）と同じであると仮定し、遺族厚生年金受給者の年齢階級別・受給金額別のクロス表を得た（本文中の表1）。さらに、年齢により適用される租税・社会保険負担の違いを考慮して、3つの年齢階級に分ける（年齢階級による租税・社会保険負担の違いについては、本文中の表2）。その結果、07年度の遺族厚生年金受給者の年齢分布は、60歳未満が54万人（12%）、60歳以上65歳未満が41万人（9%）、65歳以上が347万人（79%）と推定される。

遺族厚生年金受給額については、受給金額階級の中央値を用いる。

第2節では本文中の第4.1節、表5に示された数字の試算過程を示す。試算はEXCELの表計算機能を用いて行った。

2. 2008年の制度のもとでの遺族厚生年金課税化の試算過程

2.1 所得税

所得税額を決定する「課税所得金額」の算出方法は3つの年齢階級で異なる。

まず、60 歳未満の場合は、遺族厚生年金が非課税化され所得ゼロとみなされても、20 歳以上になった無収入の学生と同様に、国民年金に加入する必要がある。そして、仮に遺族厚生年金が課税化された場合には、国民年金保険料が社会保険料控除の対象となる。

さらに、現行の租税制度における公的年金等控除最低額は、65 歳未満が 70 万円、65 歳以上は 120 万円と異なっている。公的年金等控除額は、給与所得控除と同様、公的年金受給額が多くなるにつれて増加する。例えば、65 歳未満で、受給額が 130 万円以下であれば、控除額は 70 万円であるが、受給額が 200 万円になると控除額は 87 万 5 千円となる（付表 1）。

以上のように、所得税の課税対象となる「課税所得金額」は、所得金額（公的年金収入－公的年金等控除額）から、基礎控除、寡婦・寡夫控除、社会保険料控除を差し引いて求められる。本論文では、試算対象者全員が女性であると仮定しているので、「寡婦・寡夫控除」27 万円が年齢に関わらず全員に適用される。また、基礎控除額は一律 38 万円、社会保険料控除額は年齢や年金受給額により異なる。

付表 2 は、遺族厚生年金を課税化した場合に、課税対象となる年金受給グループのみ受給額階級別に取り出して、試算過程をまとめたものである。

まず、計算の基礎となる受給年金額階級ごとの受給額は、付表 2 の 2 列目に示されているように中央値を用いる。この受給額から付表 1 を用いて計算した公的年金等控除額

付表 1 公的年金等控除額の計算

年齢 65 歳未満の人

公的年金等の収入金額 $\textcircled{A}$	公的年金等控除額
130 万円以下	70 万円
130 万円超 410 万円以下	$\textcircled{A} \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
410 万円超 770 万円以下	$\textcircled{A} \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
770 万円超	$\textcircled{A} \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$

年齢 65 歳以上の人

公的年金等の収入金額 $\textcircled{A}$	公的年金等控除額
330 万円以下	120 万円
330 万円超 410 万円以下	$\textcircled{A} \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
410 万円超 770 万円以下	$\textcircled{A} \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
770 万円超	$\textcircled{A} \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$

出所)『演習所得税法』平成 18 年版をもとに作表

を引くと「所得金額」になる。この所得金額からさらに基礎控除額、寡婦控除額、社会保険料控除額を差し引くことにより、課税対象となる所得金額を決定することができる。この「課税所得金額」（千円未満切り捨て）に税率を乗じることにより、所得税額（100円未満切り捨て）を計算することができる。税率は、課税所得金額が195万円以下の場合には5%である。

60歳未満の遺族厚生年金受給者の場合、公的年金等控除の最低額70万円、基礎控除額38万円、寡婦控除額27万円が適用されるため、遺族厚生年金を課税化したとしても、受給額が年間135万円以下の場合には非課税となる。そのため、課税対象数となるのは受給者54万人のうち、遺族厚生年金を150万円以上200万円未満（中央値175万円）、および200万円以上250万円未満（中央値225万円）の範囲で受給している6万人に過ぎず、新たに発生する所得税額自体も3億円以下にとどまる。

付表2 遺族厚生年金課税化の効果(1)所得税

・遺族厚生年金60歳未満の受給者（537,030人）に対する所得課税（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	所得 税額	受給者数	合計 所得税額
150～200	175	81.25	93.75	38	27	17.29	4.78	1.16	5.5	0.27	64,800	17,496
200～250	225	93.75	131.25	38	27	17.29	9.73	2.11	37.1	1.85	4,860	8,991
合計											69,660	26,487

・遺族厚生年金60歳以上65歳未満の受給者（405,000人）に対する所得課税（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	所得 税額	受給者数	合計 所得税額
150～200	175	81.25	93.75	38	27	0	4.78	1.16	22.8	1.14	104,490	119,119
200～250	225	93.75	131.25	38	27	0	11.37	2.43	52.4	2.62	20,250	53,055
合計											124,740	172,174

・遺族厚生年金65歳以上の受給者（3,471,660人）に対する所得課税（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	所得 税額	受給者数	合計 所得税額
200～250	225	120	105	38	27	0	4.78	3.96	31.2	1.56	95,580	149,105
250～300	275	120	155	38	27	0	13.28	6.60	70.1	3.50	3,240	11,340
300以上	325	120	205	38	27	0	18.00	7.92	114.0	5.70	1,620	9,234
合計											100,440	169,679

注1) 40歳以上65歳未満の人の介護保険料相当額は、実際には国民健康保険料の介護分として徴収されているが、この試算では介護保険料として金額表示した。介護分を除いた医療の関わる分を国民健康保険料とした。

注2) 60歳未満の遺族厚生年金受給者で、課税対象となる受給額が150～200万円、200～250万円に属する受給者の年齢は全員が40歳以上なので、全員が第2号被保険者として介護保険を払っている（本文中の表1を参照）。

注3) 「課税所得金額」は、所得金額（＝年金額－公的年金等控除額）から、基礎控除額、寡婦控除額、および、社会保険料を差し引いて計算される。しかし、社会保険料は課税所得金額によって決定されるため、この表の社会保険料と課税所得金額は、遺族厚生年金を課税化した後、これらの値がほぼ収束する4年目の数値を用いていることに注意されたい。付表3、付表5、付表7とも同様に課税開始後4年目の数値である。

60 歳以上 65 歳未満の場合も 60 歳未満の場合と同様であるが、国民年金保険料負担が無くなるために課税所得金額が多くなり、同額の収入に応じた所得税額が高くなる。受給者 41 万人のうち 12.5 万人が課税対象となり、所得税額は 17 億円となる。

65 歳以上の場合は公的年金等控除の最低額が 120 万に拡大されるため、課税対象者は受給者 309 万人のうち遺族厚生年金を 200 万円以上受給している 10 万人にとどまり、新たな所得税額は 17 億円である。

以上をまとめると、遺族厚生年金の全受給者 441 万人に課せられる新たに発生する所得税の総額は約 37 億円で、所得税負担者は 29 万人、受給者のわずか 6%にとどまる。

2.2 住民税

住民税に関しては、合計所得金額が 125 万円以下の寡婦・寡夫には住民税は課されない「住民税の特例（地方税法第 295 条、第 24 条の 5）」が存在するため、遺族厚生年金を課税化しても、公的年金等控除額を差し引いた所得金額が 125 万円以下であれば、住民税は課税されない。そのため、付表 2 の所得税に比べると、課税対象者は大きく減少する。

住民税における課税所得金額の算出においては、基礎控除 33 万円、寡婦控除 26 万円と所得税よりも低くなるが、計算手順は所得税と同様である。住民税のうち、道府県民税は（1,000 円＋課税所得金額×0.04）、市町村民税は（3,000 円＋課税所得金額×0.06）であることから、住民税額の合計は、（4,000 円＋「課税所得金額」×0.1）として計算できる。

65 歳未満の場合、遺族厚生年金額が 150 万円以上 200 万円（中央値 175 万円）未満

付表 3 遺族厚生年金課税化の効果 (2) 住民税

・遺族厚生年金60歳未満の受給者（537,030人）に対する住民課税											(金額：万円)	
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	住民 税額	受給者数	合計 住民税額
200～250	225	93.75	131.25	33	26	17.29	9.73	2.11	43.1	4.71	4,860	22,891
合計											4,860	22,891
・遺族厚生年金60歳以上65歳未満の受給者（405,000人）に対する住民課税											(金額：万円)	
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	住民 税額	受給者数	合計 住民税額
200～250	225	93.75	131.25	33	26	0	11.37	2.43	58.4	6.24	20,250	126,360
合計											20,250	126,360
・遺族厚生年金65歳以上の受給者（3,471,660人）に対する住民課税											(金額：万円)	
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	基礎 控除額	寡婦 控除額	国民 年金	国民健康 保険料	介護 保険料	課税 所得金額	住民 税額	受給者数	合計 住民税額
250～300	275	120	155	33	26	0	13.28	6.60	76.1	8.01	3,240	25,952
300以上	325	120	205	33	26	0	18.00	7.92	120.0	12.4	1,620	25,952
合計											4,860	51,905

の年金額階級かそれよりも上の年金額階級になると所得税が課されるが、住民税に関しては、175 万円から公的年金等控除 70 万円を差し引いた所得金額は 105 万円となり、寡婦・寡夫には「住民税の特例」（所得 125 万円以下は住民税非課税）が適用されるので、住民税は非課税となる。住民税が課税されるのは、次の 200 万円以上 250 万円未満の遺族厚生年金額階級以上に属する受給者である。さらに、65 歳以上になると、公的年金等控除の最低額が 120 万円に引き上げられるので、遺族厚生年金額が 245 万円以下であれば住民税は非課税となる。

このように、付表 2 と付表 3 を比較することによって、住民税の税率は所得税率の 2 倍（10％）であるが、「住民税の特例」により課税ベースが縮小するため、課税化の効果は所得税に比べて限られたものとなることが理解される。08 年時点で遺族厚生年金を課税化したとしても、住民税の課税対象者は全受給者 441 万人のうち 3 万人足らずであり、新たに発生する住民税額は所得税の半分程度（20 億円）にとどまる。

2.3 国民健康保険

65 歳未満の国民健康保険被保険者の保険料は、医療分・支援金分・介護分からなり、それぞれ均等割と住民税額に応じた所得割から成る（付表 4 を参照）。実際には国民健

付表 4 国民健康保険料算定の仕方（名古屋市、2008 年）

内訳	均等割	所得割
医療分	37,809 円	住民税額×0.86
支援金分	9,992 円	住民税額×0.23
介護分	11,638 円	住民税額×0.21

- 注 1) 国民健康保険料は、医療分、支援金分、介護分保険料からなる。このうち、支援金分は後期高齢者医療制度への国民健康保険からの財政支援負担分であるが、本試算では老人医療制度への拠出と同様に扱っている。介護分とは、40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）保険料相当分である。実際には、介護分も一括徴収されるが、この試算では、介護分を「介護保険料」として別建てにした。
- 注 2) 住民税非課税の場合には均等割のみとなる。介護分を除いた健康保険料は、医療分 37,809 円と支援金分 9,992 円の合計の 47,801 円となる。
- 注 3) さらに、下記の保険料減額措置がある。遺族厚生年金受給者は受給額にかかわらず所得ゼロとみなされるので、受給者全員に均等割の 7 割減額が適用され、介護分を除いた健康保険料負担額はわずか 14,340 円となる。

減額措置（均等割）	前年の所得金額
7 割減額	33 万円以下のとき
2 割減額	68 万円以下のとき（65 歳以上の公的年金に係る所得の場合は 83 万円以下）

康保険料は介護分を含めて一括して徴収されるが、この試算では健康保険料と介護保険料の負担を明確に区別するため、介護分を「介護保険料」とし、介護分を除いた医療関連保険料を「国民健康保険料」として扱った。

ここで、国民健康保険料に含まれる支援金分は、08 年 4 月に開始された後期高齢者医療制度への国民健康保険からの財政支援負担分であるが、本試算においては後期高齢者医療制度が導入されず、従来の老人保健制度が継続していると仮定したので（その理由については本文の第 3.3 節を参照）、この支援金分は老人保健制度への財政支援負担分とみなした。

付表 5 遺族厚生年金課税化の効果(3) 国民健康保険料

・遺族厚生年金60歳未満の受給者（537,030人）に対する国民健康保険料増額（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	減額制度 所得金額	減額制度 所得割	現行との 差額	受給者数	合計差額 保険料
100～150	125	70	55	<68	2割	2.39	292,410	698,860
150～200	175	81.25	93.75	>68	減額なし 所得割なし	3.35	64,800	217,080
200～250	225	93.75	131.25	>68	減額なし 所得割あり	8.30	4,860	40,338
合計							362,070	956,278

・遺族厚生年金60歳以上65歳未満の受給者（405,000人）に対する国民健康保険料増額（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	減額制度 所得金額	減額制度 所得割	現行との 差額	受給者数	合計差額 保険料
100～150	125	70	55	<68	2割	2.39	157,950	377,501
150～200	175	81.25	93.75	>68	減額なし 所得割なし	3.35	104,490	350,042
200～250	225	93.75	131.25	>68	減額なし 所得割あり	9.94	20,250	201,285
合計							282,690	928,827

・遺族厚生年金65歳以上の受給者（3,471,660人）に対する国民健康保険料増額（金額：万円）

年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	減額制度 所得金額	減額制度 所得割	現行との 差額	受給者数	合計差額 保険料
150～200	175	120	55	<83	2割	2.39	612,360	1,463,540
200～250	225	120	105	>83	減額なし 所得割なし	3.35	95,580	320,193
250～300	275	120	155		減額なし 所得割あり	11.85	3,240	38,394
300以上	325	120	205		減額なし 所得割あり	16.57	1,620	26,843
合計							712,800	1,848,971

注 1) 40 歳以上 65 歳未満の受給者については、国民健康保険料のなかの介護分を除く医療分と支給分とを合計した値である（付表 4 を参照）

注 2) 2008 年 4 月からは後期高齢者医療制度が創設され 75 歳以上は別会計になったが、この試算では 75 歳以上の高齢者も引き続き国民健康保険制度に加入すると仮定している（本文の第 3.3 節を参照）。

注 3) 遺族厚生年金受給者が非課税なので、受給者の国民健康保険負担額は、収入階級にかかわらず一律 14,340 円である（所得 0 なので、均等割の 7 割減額が適用される）。

本試算における国民健康保険料は、医療分と支援分の合計であり、それぞれ均等割と所得割から成る。このうち、均等割は所得の多寡にかかわらず一律に負担する金額であり、所得割は住民税額に応じて決まる。さらに、付表 4 に示したように、均等割のみの負担となる低所得者の場合、所得金額が 33 万円以下のときには 7 割減額、68 万円以下（65 歳以上では 83 万円以下）のときには 2 割減額が適用される。

現行の制度のもとで、遺族厚生年金受給者が負担する健康保険料は、非課税の遺族厚生年金のみが収入である場合、所得はゼロとみなされるので、均等割の 7 割減額が適用される。08 年度における名古屋市の国民健康保険料の介護分を除いた保険料の均等割額は、医療分 37,809 円、支援金分 9,992 円の合計 47,801 円である。この額に 7 割減額が適用されるので、遺族厚生年金受給者の最終的な国民健康保険料は、均等割額 47,801 円の 3 割の年間 14,340 円となり、月額 1,200 円以下の低い負担額となる。

付表 5 では、現行の保険料と、遺族厚生年金が課税所得とみなされた場合の国民健康保険料の差額を計算している。例として、60 歳未満の年齢階級で遺族厚生年金を課税化した場合の説明を行う。まず、年金受給額 75 万円（年金額階級 50～100 万円）の場合、公的年金等控除の最低額 70 万円を差し引いた所得金額は 5 万円なので、所得 33 万円以下となり、均等割の減額は 7 割のまま変化はないので、付表 5 の保険料増額ケースから除かれる。しかし、遺族厚生年金受給額が 125 万円（年金額階級 100～150 万円）になると、所得が 55 万円となり、均等割の減額は 7 割から 2 割となり、年間 23,900 円の増額となる。さらに、遺族厚生年金が 175 万円（年金額階級 150～200 万円）あるいは 225 万円（年金額階級 200～250 万円）の場合に課税化すると、所得金額が 68 万円以上になるので均等割の減額は無くなる。さらに 225 万円の場合には住民税が課税され、所得割額の支払いが生じる（付表 5）。以上のように、遺族厚生年金の課税化によって国民健康保険料が増額となるのは、60 歳未満の受給者 54 万人のうち 36 万人（67%）と過半数を超え、保険料の増収は約 96 億円にも達する。

60 歳以上 65 歳未満の年齢階級においても、41 万人のうち 28 万人（70%）の国民健康保険料負担が増加し、93 億円の増収となる。一方、65 歳以上の年齢階級では、公的年金等控除の最低額が 70 万円から 120 万円になる影響で、国民健康保険料が増加する受給者は 347 万人のうち 71 万人（21%）にとどまる。増収額は 185 億円である。

以上のように、遺族厚生年金の課税化による国民健康保険料の増収総額は 373 億円にも達する。この額は国民健康保険料収入の約 1%に相当する。ただし、ここで注意してほしいのは、課税化によって遺族厚生年金受給者の負担は増すが、現実的に考えれば課税対象となる老齢年金受給者の国民健康保険料負担と同じになるだけである。付表 5 に

示されている「差額保険料」は、遺族厚生年金の非課税化によって現在失われている保険料収入と考えるべきであろう。

2.4 介護保険

40 歳以上 65 歳未満（第 2 号被保険者）の介護保険料は、付表 4 に示された国民健康保険料のうち介護分の均等割と所得割の合計額である。現行の制度のもとにおいて所得ゼロとみなされる遺族厚生年金受給者の介護保険料は、介護分の均等割額の 11,638 円に 7 割減額が適用され、年額わずか 3,491 円となる。

一方、65 歳以上（第 1 号被保険者）は全員一律に介護保険料基準額を負担することになっており、名古屋市の 08 年における基準額は 52,780 円である。しかし、実際には介護保険料は、本人の所得・世帯所得を勘案して減額あるいは増額されている。名古屋市の場合、介護保険料は基準額の半分から 2 倍までの 8 段階となっている（付表 6）。

遺族厚生年金が非課税とされる現行制度の下で、単身者世帯を仮定すれば、遺族厚生年金のみを受給する寡婦は、非課税世帯として全員が段階 2 となる。つまり、基準額 52,780 円の半分の年額 26,390 円が 65 歳以上の遺族厚生年金受給者の介護保険料となる。

介護保険料の場合も、国民健康保険と同様に、遺族厚生年金を課税化することにより、同額の老齢厚生年金受給者と同水準の介護保険料を負担することになる。付表 7 に示される課税化の試算の結果、40 歳以上 60 歳未満の場合には 52 万人中 36 万人、60 歳以上

付表 6 第 1 号被保険者の介護保険料の決定方式（名古屋市、2008 年）

	収入状況	基準額に対する倍率
段階1	生活保護、老齢福祉年金受給者で、県市民税世帯非課税	0.5
段階2	課税年金収入金額＋その他の所得が80万円以下、世帯非課税	0.5
段階3	課税年金収入金額＋その他の所得が80万円超、世帯非課税	0.75
段階4	本人非課税、世帯課税者あり	1
段階5	本人課税、合計所得金額200万円未満	1.25
段階6	本人課税、合計所得金額200万円以上400万円未満	1.5
段階7	本人課税、合計所得金額400万円以上700万円未満	1.75
段階8	本人課税、合計所得金額700万円以上	2

出所) NAGOYA かいごネット

注 1) 名古屋の 2008 年の第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料基準額は、年間 52,780 円である。

注 2) なお、40 歳以上 65 歳未満の国民健康保険加入者（第 2 号被保険者）の介護保険料は、国民健康保険料の介護分として徴収されている。名古屋市の場合、介護分の均等割は 11,638 円である（付表 4）。遺族厚生年金受給者は所得ゼロとみなされるので、7 割減額され、負担額はわずか 3,491 円である。

65 歳未満の場合には 41 万人中 28 万人、65 歳以上では 347 万人中 191 万人と、6 割近い 58% の遺族厚生年金受給者の介護保険料負担が増加する。

付表 7 の試算結果に示されたように、遺族厚生年金を課税化することによる保険料収入の増加額は、40 歳以上 60 歳未満の年齢層（第 2 号被保険者）で 23 億円、60 歳以上 65 歳未満の年齢層（第 2 号被保険者）で 22 億円程度であるが、保険料負担額が高く、人数も多い 65 歳以上の年齢層（第 1 号被保険者）では、253 億円という大幅な保険料

付表 7 遺族厚生年金課税化の効果 (4) 介護保険料

・遺族厚生年金40歳以上60歳未満の受給者（519,210人）に対する介護保険料増額（金額：万円）									
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	現負担 保険料	住民税課税 減額・所得割	新負担 保険料	差額 保険料	受給者数	合計差額 保険料
100～150	125	70	55	0.35	非課税 2割減額	0.93	0.58	292,410	169,598
150～200	175	81.25	93.75	0.35	非課税 減額なし・なし	1.16	0.81	64,800	52,488
200～250	225	93.75	131.25	0.35	課税 減額なし・なし	2.11	1.76	4,860	8,554
合計								362,070	230,639

・遺族厚生年金60歳以上65歳未満の受給者（405,000人）に対する介護保険料増額（金額：万円）									
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	現負担 保険料	住民税課税 減額・所得割	新負担 保険料	差額 保険料	受給者数	合計差額 保険料
100～150	125	70	55	0.35	非課税 2割減額	0.93	0.58	157,950	91,611
150～200	175	81.25	93.75	0.35	非課税 減額なし・なし	1.16	0.81	104,490	84,637
200～250	225	93.75	131.25	0.35	課税 減額なし・あり	2.43	2.08	20,250	42,120
合計								282,690	218,368

・遺族厚生年金65歳以上の受給者（3,471,660人）に対する介護保険料増額（金額：万円）									
年金額 階級	中央値	公的年金 等控除額	所得金額	現負担 保険料	住民税課税 段階	新負担 保険料	差額 保険料	受給者数	合計差額 保険料
100～150	125	120	5	2.64	非課税 段階3	3.96	1.32	1,193,940	1,576,001
150～200	175	120	55	2.64	非課税 段階3	3.96	1.32	612,360	808,315
200～250	225	120	105	2.64	非課税 段階3	3.96	1.32	95,580	126,166
250～300	275	120	155	2.64	課税 段階5	6.60	3.96	3,240	12,830
300以上	325	120	205	2.64	課税 段階6	7.92	5.28	1,620	8,554
合計								1,906,740	2,531,866

注 1) 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の介護保険料相当額は、実際には国民健康保険料の介護分として同時に徴収されている。本試算ではこの介護分を介護保険料として健康保険料とは別立てで表示している。

注 2) 現行では、40 歳以上 65 歳未満の遺族厚生年金受給者の負担額は全て、国民健康保険料介護分の均等割 11,638 円から 7 割減額された 3,491 円である。受給額の多寡にかかわらず遺族厚生年金は非課税のため、所得ゼロとみなされるためである（付表 4）。

注 3) 名古屋市における 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料基準額は 52,780 円であるが、遺族厚生年金受給者は非課税世帯とみなされ、減額措置を受けて、その半額の 26,390 円が介護保険料となる（付表 6）。

収入増となる。これは、第 1 号被保険者の保険料支払総額の 2%に相当する。以上のよう
に、課税化による介護保険料収入の増加額は合計で 298 億円にも達する。

3. 寡婦・寡夫に対する優遇を廃止した場合の試算過程

所得税の試算においては「寡婦・寡夫控除」27 万円の廃止、住民税においては「寡
婦・寡夫控除」26 万円および合計所得金額が 125 万円以下の寡婦・寡夫には住民税が
課せられない「住民税の特例（地方税法第 295 条、第 25 条の 5）」の廃止を組み込んで、
第 2 節と同様の試算を行うことにより、本文の表 6 を得ることができる。